

第6章 雇用について相談をしたい

求人を出す・求人情報を発信する

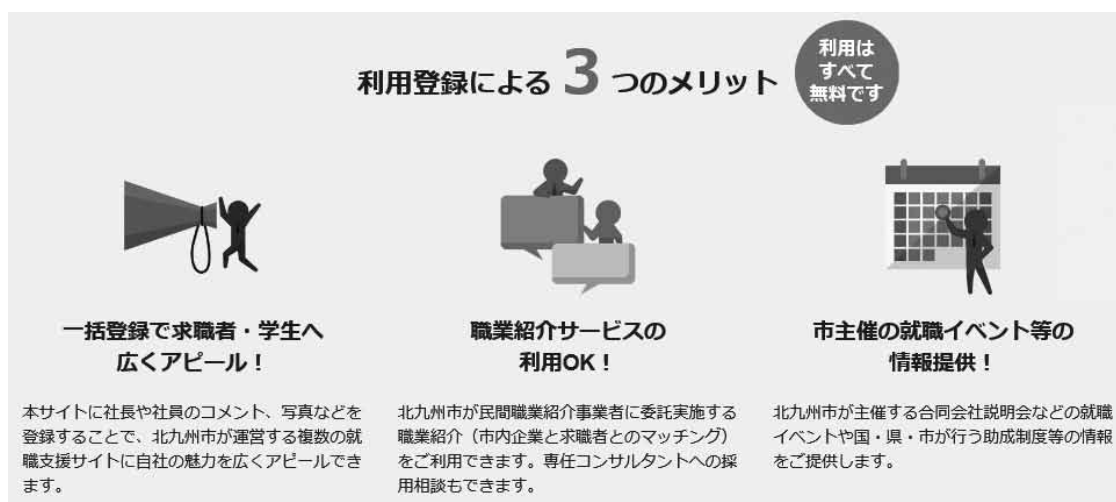
市内ハローワークのほかに、多様な人材ニーズにお応えする以下のサービスがあります。インターネット等により市内・外の求職者に発信し、円滑な人材確保を支援します。

1 インターネットでの情報発信

北九州市転職・就職情報サイト 北九州しごとまるごと情報局

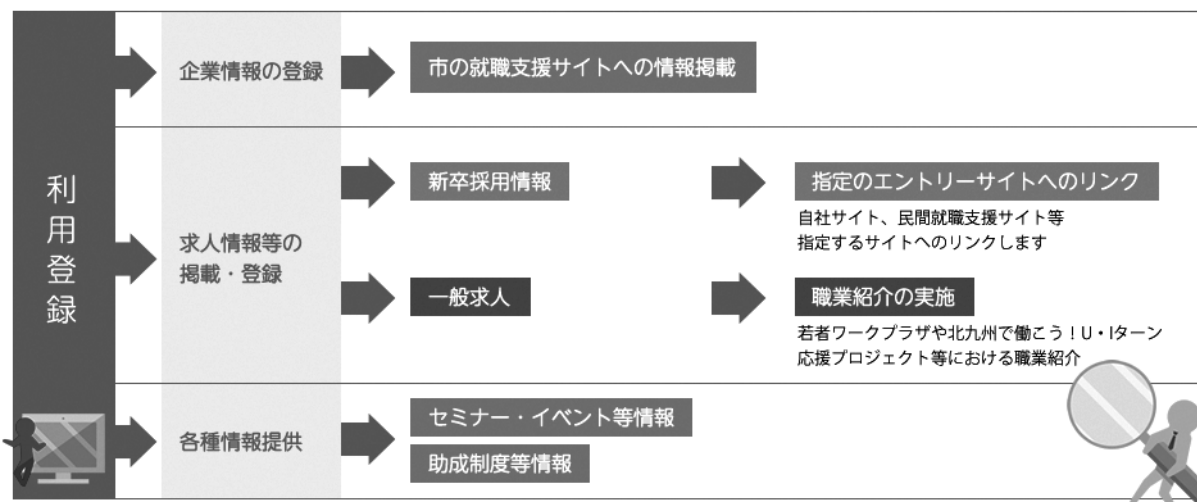
北九州市が運営する上記サイトに求人情報等を掲載できます。企業のPR・人材確保の一環として、是非ご利用ください。

【利用対象企業】北九州市に事業所を有する、または、今後北九州市内に事業所を設置予定の企業。ただし、北九州市都市圏域構成市町、吉富町、下関市に事業所を有する企業のうち、令和2年3月31日時点で「北九州しごとまるごと情報局」に登録していた企業は、その限りではない。



【北九州しごとまるごと情報局】

<https://www.shigotomarugoto.info/index.php>



【問い合わせ先】

北九州市産業経済局雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

2 若者の採用に関する相談窓口

若者ワークプラザ北九州 (URL <https://www.shigotomarugoto.info/wakamono/index.php>)

概ね40歳までの若年求職者と就職氷河期世代の求職者を対象とした、北九州市が設置する就職支援の窓口です。

企業の皆様の人材ニーズにお応えするため、カウンセリングや講座などを通じて若者のスキルアップを行い、ミスマッチの少ない職業紹介を行っています。



正社員、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等の求人をお預かりし、職業紹介を行います。上記URLより「求人企業の皆さまへ」をクリックし、求人票をダウンロードの上、FAX、E-Mail、直接持込にてご提出ください。

セミナー等開催企画	内 容
地元企業 PICK UP ! 地元企業応援企画！「自社自費」	企業の仕事内容、社員の様子、職場の雰囲気等を求職者へ直接伝えるセミナーです。
職場体験応援プログラム	職場体験を通して、面接だけではわからない採用のミスマッチを防ぎます。

【問い合わせ先】

若者ワークプラザ北九州 (月～土 10時～18時) 祝日・年末年始除く

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F TEL 093-531-4510 FAX 093-531-4538

若者ワークプラザ北九州・黒崎 (月～土 10時～19時) 祝日・年末年始除く

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2F TEL 093-631-0020 FAX 093-631-0021

3 U・Iターン就職希望者の採用相談窓口

① 北九州市U・Iターン応援オフィス (URL <https://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/>)

北九州市へのU・Iターン就職希望者と企業を結びつける取組みです。専任コンサルタントへの相談、職業紹介のほか、専用サイトへ一般求人の掲載ができます。北九州市、東京の2箇所に常設の相談窓口を設置しています。最近では、20代を中心に就職者数が増加しています。

- ・民間転職フェアへの出展
- ・帰省時期等のイベント実施
- ・民間転職サイトへの求人掲載支援及びWEBを活用した人材採用個別コンサル など

【問い合わせ先】

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F (JR小倉駅新幹線口より徒歩5分)

北九州市U・Iターン応援オフィス TEL 0120-0823-46

E-mail ui-turn.syokukai@shigotomarugoto.info

※利用時間 10:00～18:00 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

第6章 雇用について相談をしたい

② セカンドキャリア支援プロジェクト

(URL <https://www.shigotomarugoto.info/second-carrier/>)

北九州市でのセカンドキャリアを検討されている方と、市内企業の人材ニーズを結びつけ、シニア・ハローワーク戸畑と連携してマッチングを図る取り組みです。セカンドキャリア人材を活用することで、企業の課題解決・成長にもつながります。

【問い合わせ先】

北九州市 U・I ターン応援オフィス（U・I ターン求人支援員） TEL 0120-0823-46

4 経験豊かな高齢者を活用したいなら

① 北九州市高年齢者就業支援センター

(URL <https://www.shigotomarugoto.info/will/>)

関係機関が緊密に連携し、高年齢者等の多様な職業ニーズに応じた就業機会の提供を行っています。また、シニアを活用したい企業にシニア求人開拓員が訪問し、雇用に関するアドバイスも行っています。

【問い合わせ先】

北九州市高年齢者就業支援センター（月～金 9時～17時（受付は16時30分まで。））

祝日・年末年始を除く

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F TEL 093-882-5400

②（公社）福岡県高齢者能力活用センター

概ね60歳以上の高齢者の方に派遣等による就業機会の提供と、地元企業の人材確保を目的とした公益法人です。即戦力となる高齢者を登録していますので、企業のニーズに即した人材を派遣することが可能です。高齢者の豊かな経験・技術の利用をお考えの企業は、まずご一報ください。

【問い合わせ先】

はつ・らつ・コミュニティ北九州（福岡県高齢者能力活用センター）

TEL 093-881-6699 FAX 093-882-6705

③（公社）北九州市シルバー人材センター

北九州市内に居住する約3,000人の会員が所属し、企業・団体の皆様や個人のお客様からの多彩なご要望にお応えしています。「専門業者に頼むほどでもないけれどちょっと誰かに手伝ってほしい」、「短期間だけ力を貸してほしい」などと感じたときは、シルバーパワーの出番です。また、会員（60歳以上）は常時募集しています。

【問い合わせ先】

北九州市シルバー人材センター 本部 TEL 093-922-4801 FAX 093-922-4818

人材確保等に関するアドバイス・情報発信・補助金

1 建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト

「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

ものづくりのイメージアップを図り、新たな人材確保につなげることを目的に、北九州市の建設業の現場で活躍する若者や女性の姿を紹介する専用サイトです。

ものづくりの現場で輝く貴社自慢の「ケンセツ男子・ケンセツ女子（建設業）」をご紹介します（随時募集中）。プロのカメラマンとライターが貴社に取材に伺います。応募条件や募集方法などは下記のサイトからご確認ください。

・「ケンセツ男子・ケンセツ女子」（建設業）

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kensetsu-danshi-jyoshi/>



【「ケンセツ男子・ケンセツ女子」問合せ先】

北九州市 技術監理局 技術企画課 TEL 093-582-2043 FAX 093-592-0690

第6章 雇用について相談をしたい

2 中小企業人材確保支援助成金

市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成します。

対 象 者	市内に事務所を有する中小企業団体（構成員の3／4以上が中小企業者で構成）で構成員の共同事業又は共益の事業を行う営利を目的としない法人・任意団体
対象事業	次の(1)～(3)に該当する事業 (1)団体が所属する業界の役割・魅力を伝えるための啓発事業 ・学生等を対象にしたものづくり現場の体験見学会（オープンファクトリー） ・学生等が建設機械を実際に操縦する体験学習会 ・学生等を対象にしたサービス業の魅力発見セミナー（合同会社説明会） ・学生等に業界の魅力を伝えるホームページ、リーフレットの作成 など (2)学生、教員等との情報交換のための交流事業 ・学生等と若手社員との意見交換会 ・教員・保護者を対象とした経営者との座談会 など (3)働きやすい職場環境づくりのための推進事業（組合員企業を対象とした団体内事業） ①職場環境改善のための事業 ・労働条件（就業規則、給与規程等）見直しのための勉強会 ・作業環境見直し（5S活動の実施、軽労化アシストツールの導入検証等）のための研究会 など ②経営者・管理者等の意識改革のための事業 ・若年者の定着率向上のための管理職マネジメント能力開発研修 ・ワーク・ライフ・バランス推進のための経営者研修 など
	 高校生クレーン体験学習  工業団地内 オープンファクトリー
対象経費	上記対象事業に必要なとなる、専門家招聘のための謝金・旅費、機材等の借上げ料、広報物作成等の委託料、実習等に必要な消耗品費・備品購入費など
助成金額	対象経費の2分の1以内 限度額40万円（事業終了後、精算払）
募集期間	令和3年4月5日～随時受付（予算終了、もしくは令和4年1月31日まで）
採択方法	事業の妥当性・有効性について書類審査のうえ採択を決定

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

3 ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金

市内の中小製造業者・建設業者が、女性や高齢者の人材確保や定着につながることを目的に行う働きやすい職場環境の改善に必要な経費の一部を助成します。

対 象 者	市内に事業所がある中小製造業者・建設業者
対象事業	女性や高齢者の人材確保や定着を目的とした次に該当する事業 (1) 女性専用設備の設置（新設、改修） 例：トイレ、更衣室、休憩室など (2) 女性専用設備の設置に伴う備品の購入 例：ロッカー、椅子、テーブルなど (3) 女性や高齢者の作業をアシストする機器の設置や購入 例：クレーン、バルンサーなど 【実施例】 倉庫を女性専用トイレへ改修   (改修前) (改修後)
交付要件	次の(1)～(6)の交付要件を全て備えているもの (1) 交付決定日からその年度末までに終了（精算を含む）する事業であること。 (2) 設備を設置する建物は、市内にあり、自社が所有し、事業の用に供する既存かつ常設のものであること。 (3) 設置する設備は、常設のものであり、専ら従業員の使用に供するものであること。 (4) 工事の施工（設計を含む）及び備品の購入については、市内の事業者が発注したものであること。（ただし、市外の事業者からしか購入できない備品は除く） (5) 国及び関係団体など他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。 (6) 助成金の交付は、同一年度内及び同一設備において1事業者につき1回までとする。また、年度及び対象設備が変われば、1事業者につき前回の交付を含め2回を限度とする。
対象経費	上記対象事業に必要となる、設置・改修工事費、設備の設置に伴う備品購入費 など
助成金額	対象経費の2分の1以内 限度額50万円（事業終了後、精算払）
募集期間	令和3年4月15日から随時受付（予算終了、もしくは令和4年1月31日まで）
採択方法	事業の妥当性・有効性について書類審査のうえ採択を決定

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第6章 雇用について相談をしたい

就活プレイベント

北九州市では、北九州市内企業の魅力を若者に伝えることで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催しています。

また、商工会議所に委託して実施するインターンシップ事業に参加する北九州市内企業が学生向けに、インターンシップの紹介等を行うイベントを開催しています。

イベント名	北九州ゆめみらいワーク	インターンシップ説明会&業界研究イベント
概 要	地元企業の仕事内容等について、直接聞き、体験することで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催します。	地元企業が実施するインターンシップの紹介や企業・業界の魅力を伝えるための説明会を開催します。
実施時期	8月25日（水）・26日（木）	夏季・冬季インターンシップ 参加学生の募集時期（年2回）
出展企業	北九州地域に事業所（工場等含む）がある企業・団体・学校等 約130団体	北九州地域に事業所（工場等含む）がある企業・団体 約50団体
出 展 料	無料	
参加対象	小・中学生、高校生、大学生、保護者、教員等	大学生、専門学校生等
会 場	西日本総合展示場	A I M 3 階展示場

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

就活プレ事業（インターンシップ）

北九州市では、商工会議所に委託して、インターンシップ事業を実施しています。

	夏季インターンシップ	春季インターンシップ
概 要	地元企業が実施するインターンシップ（学生が長期休暇で参加しやすい、夏季・春季のものに限る）を取りまとめ、参加学生の募集、マッチング等を行います。	
実施時期	夏季（7月～9月）	春季（1月～3月）
参加企業	北九州地域に事業所（工場等を含む）がある企業・団体	
参 加 料	無料	
参加対象	大学生、専門学校生等	

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

就職イベント（合同会社説明会等）

北九州市及び商工会議所では、北九州市や周辺地域に事業所等を有し、正社員雇用を予定している企業を対象に、合同会社説明会などの就職イベントを開催しています。

【主な開催】

対象求職者	大学（院）・短大・高専・専門学校等の卒業予定者及び留学生、求職者、転職希望者	
実施時期（予定）	7月・3月（募集は実施月の約2ヶ月前）	9月（募集は実施月の約2ヶ月前）
出展企業数（予定）	（対面型） 約120～200社 （WEB型） 未定	約100社
参加料（予定）	（対面型） 一般企業 100,000円 北九州商工会議所会員事業所 30,000円 ※別途、会場内電源使用料 5,000円 （WEB型） 10,000円	10,000円
会場（予定）	西日本総合展示場	西日本総合展示場
主管	北九州商工会議所 TEL 093-541-0185	北九州市 TEL 093-582-2419

※上記以外も随時開催予定

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第6章 雇用について相談をしたい

雇用に関する助成金制度

事業主に対する雇用に関する主な助成金を一覧にまとめました。利用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については申請先までお問い合わせください。

※の記載内容は、2020 年度の内容を記載しておりますので、利用にあたっては事前に申請先にご相談ください。

1 新たな雇い入れに関する助成金

名 称	概 要	対象労働者	助成内容	申請先
トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) ※	就職が困難な求職者を、原則 3 ヶ月間試行雇用することにより常用雇用や雇用機会の創出を図る「トライアル雇用」を実施した事業主に対して助成金を支給	・離転職を繰り返している者 ・直近 1 年間で越えて失業している者 ・出産・育児等で前職を辞めてから 1 年を超えている者 ・ニートやフリーター等で 55 歳未満の者 ・生活困窮者 等	1 人あたり最大月額 4 万円 × 3 ヶ月 (対象労働者が母子家庭の母、父子家庭の父、若年雇用促進法に基づく認定事業主が 35 歳未満の対象者に対しトライアルを実施した場合は、最大月額 5 万円 × 3 ヶ月)	【受付】 ハローワーク小倉 TEL : 093-941-8609 ハローワーク八幡 TEL : 093-622-5566 【審査】 福岡労働局 福岡助成金センター TEL : 092-411-4701
トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者を原則 3 ヶ月間試行雇用する「トライアル雇用」を実施した事業主に対して助成金を支給	以下の 3 つの要件全てを満たす者 ①令和 2 年 1 月 24 日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者 ②離職している期間が 3 ヶ月を超えている者 ③就労経験のない職業に就くことを希望している者	一人あたり最大月額 4 万円 × 3 ヶ月 (短時間 (週 20 時間～週 30 時間未満) トライアルを実施した場合は、最大 2.5 万円 × 3 ヶ月)	
トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) ※	障害者の適正な業務遂行可能性を見極め、継続雇用へのきっかけとしていただくことを目的とし、原則 3 ヶ月間、試行的に雇用した事業主に対して助成金を支給 (精神障害者を雇用する場合は最長 6 ヶ月間)	・未経験の職種等を希望する者 ・離転職を繰り返している者 ・直近 6 ヶ月を越えて失業している者 ・上記以外の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者	1 人あたり最大月額 4 万円 (精神障害者を雇用する場合は雇入れ日から起算して 3 ヶ月間は月額最大 8 万円)	
特定求職者雇用開発助成金 ※	就職が困難な求職者を、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に賃金相当額の一部を一定期間助成	・高齢者 (60 歳以上) ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・身体、知的障害者 ・精神障害者 ・生活保護受給者 等	対象労働者により 中小企業 40 万円～240 万円 大企業 30 万円～100 万円	

2 雇用の維持に関する助成金

名 称	概 要	対象労働者	助成内容	申請先
雇用調整助成金 ※	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等 (休業及び教育訓練) 又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成	雇用調整の対象者となった労働者 (但し、雇用保険被保険者となつて 6 ヶ月以上のものに限り)	※主なもの ・休業手当、又は賃金の相当額として算定した額の 2/3 (大企業 1/2)、出向元事業主の負担額の 2/3 (大企業 1/2) ※支給額には上限があります。 ・訓練費 1 人 1 日あたり 1,200 円加算 ・支給限度日数 : 1 年で 100 日分 (3 年で 150 日分まで)	福岡労働局 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口 (八幡労働総合庁舎 1F) TEL : 093-616-0860

☆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置あり。詳細は厚生労働省ホームページでご確認下さい。

3 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

名 称	概 要	対象事業所	助成内容	申請先
業務改善助成金	事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成。	以下の 2 つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内 ・事業場規模 100 人以下	【事業場内最低賃金 900 円未満】 設備投資等に要した経費の 4/5 を助成 (生産性要件を満たした場合は 9/10 を助成) 【事業場内最低賃金 900 円以上】 設備投資等に要した経費の 3/4 を助成 (生産性要件を満たした場合は 4/5 を助成) ・20 円コース 助成額 20 万円～70 万円 ・30 円コース 助成額 30 万円～100 万円 ・60 円コース 助成額 60 万円～230 万円 ・90 円コース 助成額 90 万円～450 万円 ※引き上げる労働者数 (区分 : 1 人、2～3 人、4～6 人、7 人以上) に応じて、助成上限額が設定されています。	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 TEL : 092-411-4763

第6章 雇用について相談をしたい

4 雇用労働者の教育訓練や処遇改善に対する助成金

名 称	概 要	対象労働者	助成内容	申請先
人材開発 支援助成金 (特定訓練 コース) ※	事業主が、労働者の職業生活設計の全期間を通じて、段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合、経費や賃金の一部等を助成	雇用保険の被保険者（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者を除く）	【経費助成】 30%～60% 【賃金助成】 1人1時間あたり 380円～760円 【OJT実施助成】 1人1時間あたり 380円～665円（事業規模・業種等により、助成額が異なります。）	福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701
人材開発 支援助成金 (一般訓練 コース) ※			【経費助成】 30% 【賃金助成】 1人1時間あたり 380円 （平成31年4月1日より大企業も対象となりました。）	
人材開発 支援助成金 (教育訓練 休暇付与 コース) ※	3年間に5日以上の有給の教育訓練休暇制度または1年間に120日以上長期教育訓練制度を導入・実施した場合に助成		【教育訓練休暇制度導入助成】 30万円 【長期教育訓練休暇制度導入助成】 20万円	
人材開発支援 助成金 (建設労働者認 定訓練コース) ※	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	雇用保険の被保険者	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 【賃金助成】 1人あたり日額 3,800円（1,000円） ※（ ）内は生産性要件を満たす場合の割増額	
人材開発支援 助成金 (建設労働者技 能実習コース) ※	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成		【経費助成（建設事業主）】 （20人以下の中小建設事業主） 支給対象費用の3/4（9/10） （21人以上の中小建設事業主） 35歳未満 支給対象費用の7/10（17/20） 35歳以上 支給対象費用の9/20（3/5） （中小建設事業主以外の建設事業主） 支給対象費用の3/5（3/4） ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る （生産性向上助成） 支給対象費用の3/20 【経費助成（建設事業主団体）】 （中小建設事業主団体） 支給対象費用の4/5 （中小建設事業主団体以外の建設事業主団体） 支給対象費用の2/3 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【賃金助成（建設事業主）】 （20人以下の中小建設事業主）7,600円（8,360円） （21人以上の中小建設事業主）6,650円（7,315円） ※（ ）内は建設キャリアアップシステム情報登録者の場合 【生産性向上】 （20人以下の中小建設事業主）1人あたりの日額 2,000円 （21人以上の中小建設事業主）1人あたりの日額 1,750円	
人材開発 支援助成金 (特別育成 訓練コース) ※	有期契約労働者等に対し、正規雇用へ転換又は処遇改善を目指す職業訓練を実施した事業主に経費や賃金の一部を助成	有期契約労働者等（契約社員・パート・アルバイト・派遣社員等の非正規労働者）	【経費助成】 実費 （訓練時間数・事業規模などにより、7万円から50万円の上限額があります。） 【賃金助成】 1人1日あたり 475円～760円 （事業規模・業種等により、助成額が異なります。）	
キャリア アップ 助成金 ※	有期契約労働者等の企業内キャリアアップの取り組み（正社員への転換等）を行う事業主に対して助成		正規雇用労働者・無期雇用労働者への転換に係る助成 1人あたり 28.5万円～85.5万円 ※1 大企業は助成額が異なります。 ※2 その他、法定外の健康診断の実施や基本給のベースアップ等処遇改善等に対する助成が有ります。	

※各制度（コース）には支給上限があります。

第6章 雇用について相談をしたい

「就職氷河期世代応援企業」登録制度について

北九州市では、「就職氷河期世代応援企業」として登録いただいた、就職氷河期世代の正規雇用積極的に市内企業を対象として、主に以下の5つの人材確保支援を行っています。

5つの人材確保支援

- ① 市内外への企業情報発信
- ② 国の助成金制度の情報提供
- ③ 合同会社説明会の案内
- ④ 社会人インターンシップの案内
- ⑤ 求職者の適性を踏まえた効果的なマッチング支援

《就職氷河期世代正規雇用化支援 全体イメージ》



就職氷河期世代応援企業にご登録ください！

- ① 「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト」から、企業情報登録へ。

北九州市 企業応援サイト を検索！

- ② 「就職氷河期世代応援」にチェックを入れることでPRが可能となります。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

外国人材の雇用に関する相談等

1 北九州市外国人材就業サポートセンター

(1) 事業概要

市内企業の円滑かつ適正な外国人材の受入を促進するため、市から委託を受けた専門事業者が、あらゆる在留資格に応じた外国人材の受入れに関する専門相談や、企業を対象としたセミナーの開催、市内留学生とのマッチング支援などを一元的に行います。

(2) 事業内容

専門家による相談	●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業 ●対象となる在留資格：高度人材（技術・人文知識・国際業務等）、技能実習、特定技能など就労が認められる在留資格 ●相談形態（事前予約制）：訪問相談、もしくは窓口相談（八幡西区黒崎コムシティ3階 北九州国際交流協会内等） ●相談内容： ・外国人材の雇用方法（在留資格制度の概要等）に関すること ・在留資格（高度人材）の申請手続きに関すること ・技能実習や特定技能の受入手続きに関すること など
外国人材セミナー	●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業 ●テーマ：就労が認められる在留資格制度の解説や先進企業事例の紹介 など ●回数：年2回
マッチング機会（高度人材）の創出	①市内企業と留学生とのマッチング支援事業 ●対象者：留学生の採用を検討中の市内企業、市内及び近郊の大学等の留学生 ●実施内容：企業側・留学生側のニーズ調整から採用までを伴走型で個別支援 ②合同会社説明会（合説）での留学生サポートプログラム ●対象者：合説に参加している留学生、留学生を採用希望の合説出展企業 ●実施内容：会場内に専用の相談コーナーを設け、留学生の専攻等に適した出展企業（留学生の採用希望企業）を紹介 など ●回数：年3回程度

※詳細は市のHPをご覧ください。<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09801254.html>

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

2 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター

外国人市民や外国人を支援している方等を対象に、生活に必要な情報提供（日本語教育に関することを含む）や相談に多言語で対応する相談窓口です。

設置場所	連絡先	相談対応日時	対応言語
【黒崎】 八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ3階 北九州国際交流協会内	080-6445-2606	月～金曜 9時半～16時 (祝日、年末年始を除く)	対面のほか電話・メール・テレビ 電話を使い最大21言語
【小倉】 小倉北区大手町1-1 小倉北区役所2階	080-5278-8404		

【問い合わせ先】

北九州国際交流協会 TEL 093-643-5931 FAX 093-643-6466

3 福岡県外国人材受入企業相談窓口（運営委託先：福岡県行政書士会）

福岡県による県内の外国人材受入企業を対象とした支援事業です。

相談窓口	専用相談電話：0120-86-2905	相談対応日時：10～17時（月～金曜）
------	---------------------	---------------------

第6章 雇用について相談をしたい

障害者雇用

全ての事業主は、法定雇用率に相当する数以上の障害のある人を雇用しなければならないことと法律（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）で義務づけられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

民間企業の法定雇用率は 2.3 % です

従業員を 43.5 人以上雇用している民間企業は、障害のある人を 1 人以上雇用しなくてはなりません。

1 障害者雇用納付金制度

障害のある人を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とはその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害のある人を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

※令和3年3月時点の情報です。受給要件がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

障害者雇用納付金	常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用障害者を下回る場合は、 月額（法定雇用障害者数－雇用障害者数）× 50,000 円 の納付が必要。
障害者雇用調整金	常時雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用障害者を超過して雇用する障害のある人1人につき月額 27,000 円を申請に基づき支給。
報奨金	常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定以上（各月の常用雇用している労働者数の4%の年度合計数または72人のいずれか多い数）を超過して雇用する障害のある人1人につき月額 21,000 円を申請に基づき支給。
特例給付金	常時雇用労働者数が100人を超える事業主で対象障害者（※）を雇用している場合、対象障害者数に応じて1人につき月額 7,000 円を申請に基づき支給。 常時雇用労働者数が100人以下の事業主は対象障害者数に応じて1人につき月額 5,000 円を申請に基づき支給。 ※対象障害者：次のいずれも満たす障害のある人。障害者手帳等を保持する障害のある人、1年を超えて雇用される障害のある人（見込みを含む）、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害のある人。

2 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主等が障害のある人の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害のある人の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して予算の範囲内で助成金を支給することにより、その一時的な経済負担を軽減し、障害の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

※令和3年3月時点の情報です。受給要件がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

※障害のある人を雇用後半年以内（障害者介助等助成金は1年以内）もしくは、雇用を内定した時点で申請が可能です。その他留意事項がありますので、申請の前に必ず下記へお問い合わせください。

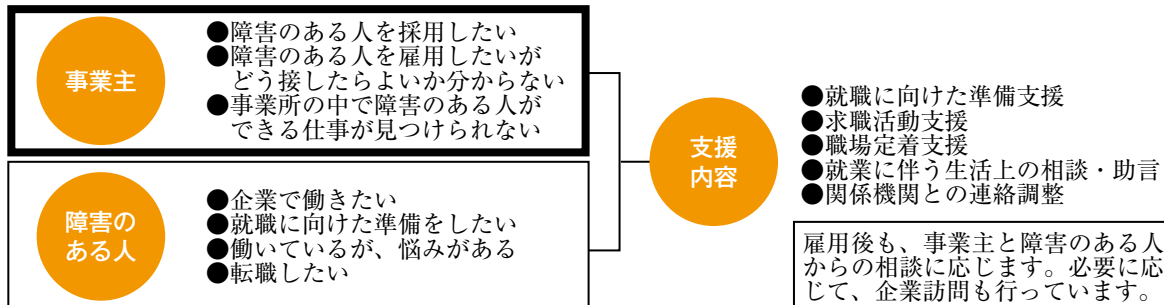
助成金種類	主な助成の内容	助成率	限度額
障害者作業施設設置等助成金	トイレ・スロープ等の付帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業施設の設置等を行った費用の一部を助成。	2/3	450 万円
障害者福祉施設設置等助成金	福祉施設（休憩室、医務室等）を整備した費用の一部を助成。	1/3	225 万円
障害者介助等助成金	障害のある人が主体的に作業するため介助者の配置または委嘱を行った費用の一部を助成。 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱に係る費用の一部を助成。	3/4	15 万円 / 月 6 千円 / 回
重度障害者等通勤対策助成金	障害のある人の通勤を容易にするための措置を行う費用の一部を助成。 （住宅の賃借、駐車場の賃借、住宅手当の支払い、通勤バスの購入等）	3/4	助成金毎
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	障害のある人を多数継続雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で事業施設等の整備を行いモデル性が認められる場合にその費用の一部を助成。	2/3	5 千万

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課
〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-10-17 TEL 092-718-1310 FAX 092-718-1314
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/fukuoka>

2 北九州障害者しごとサポートセンター

北九州市では障害のある人の就労支援機関として、北九州障害者しごとサポートセンターを設置しています。当センターでは、障害のある人を雇用する又は検討している事業主からの相談を受け、関係機関と連携しながら、解決できるようにサポートしています。まずは、当センターにご相談ください。



【問い合わせ先】

北九州障害者しごとサポートセンター（月～金 8:30～18:30 祝日、年末年始除く）
北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 2F TEL 093-871-0030 FAX 093-871-0083

3 北九州市立特別支援学校

特別支援学校には、高等部卒業後に、一般企業等に就職して、社会参加・自立したいと考えている「働く意欲のある生徒」がたくさんいます。地域で働き、地域に貢献することができる人材を育成しています。現場実習等インターンシップや高等部生徒の雇用については、教育委員会特別支援教育課または、各特別支援学校の進路指導担当者までお問合せください。

(1) 高等部一覧

学 校 名	障害部門	住 所	電 話
門司総合特別支援学校	知的障害・病弱	門司区矢筈町 13-1	372-6631
小倉北特別支援学校	知的障害	小倉北区下道津 4-3-1	592-2103
小倉南特別支援学校	知的障害	小倉南区若園 4-1-1	921-5511
小池特別支援学校	知的障害	若松区大字小敷 583-1	601-1298
八幡特別支援学校	知的障害	八幡西区鷹の巣 3-7-1	641-8675
北九州中央高等学園	知的障害	戸畑区沢見 1-3-47	861-0112
小倉総合特別支援学校	肢体不自由・病弱	小倉南区春ヶ丘 10-3	921-0075
八幡西特別支援学校	肢体不自由	八幡西区下上津役 4-8-2	612-2210

(2) 特別支援学校生徒雇用促進セミナー

企業の人事担当者等を対象に、特別支援学校への理解と特別支援学校生徒の雇用促進を目的とした「特別支援学校生徒雇用促進セミナー」を開催しております。このセミナーでは、就業に向けた各校の取組を紹介するとともに、特別支援学校の生徒が職業技能を身に付けるために学習や作業に励む姿を見学していただきます。生徒が卒業後の自立や社会参加に向けて、日々努力し培ってきた「働く力」をご覧ください。

<令和3年度>

日時：令和3年11月開催予定

場所：北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園



(3) 学校開放週間

毎年、2学期に地域の方や保護者を対象として、日々の学校生活や学習の様子を見ていただく期間を、各特別支援学校で設けております。

【問い合わせ先】

北九州市教育委員会 特別支援教育課 TEL 093-582-3448 FAX 093-581-5873

第6章 雇用について相談をしたい

教育訓練給付制度

1 教育訓練給付金

雇用保険の被保険者の方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）の主体的な能力開発の取組及び中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付の対象講座の受講者で、一定の要件を満たす場合に、受講に伴う費用の一部を雇用保険で負担する給付制度です。

【対象講座の確認】

インターネットの『教育訓練制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』又はハローワークにある冊子『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』で御覧いただけます。

【受給要件の確認】

お住まいを管轄するハローワークで御確認いただけます。

ハローワーク八幡	TEL 093-622-5566	管轄	八幡西区、八幡東区
ハローワーク若松	TEL 093-771-5055	管轄	若松区
ハローワーク戸畑	TEL 093-871-1331	管轄	戸畑区
ハローワーク小倉	TEL 093-941-8609	管轄	小倉北区、小倉南区
ハローワーク門司	TEL 093-381-8609	管轄	門司区

【問い合わせ先】

福岡労働局 職業安定課 TEL 092-434-9803

